

県道及び町道沿線における住民参加型除排雪作業に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、冬期間における県道、町道及び隣接する住宅敷地内の除排雪を一体的な協働作業により実施する事で、より効率的な道路管理を行うことを目的とし、これを実施する場合における事項を定めるものとする。

(実施する路線及び地区)

第2条 実施路線と実施地区については、山形県及び大江町の除雪計画にて常時除雪路線に指定されている県道及び町道の路線であり、沿線上の地区の区長が住民の総意として申請する場合とする。

(実施時期)

第3条 実施の有無及び時期については、降雪状況により協議のうえ決定する。

(実施する活動の申請及び覚書の締結)

第4条 実施しようとする地区の区長は、12月1日までに別紙申請書を提出のうえ覚書を締結する。ただし、12月1日以降に申請を希望する場合は別途町と協議すること。

(実施要領)

第5条 実施要領については、第4条で締結した覚書にて定める。

(作業分担及び負担額)

第6条 作業分担及び負担額は次の各号に掲げる区分に応じるものとし、その他詳細は第4条で締結した覚書にて定める。

- (1) 沿線住民は宅地内の雪を道路に排出するとともに、ダンプトラックによる運搬排雪を行なうこととする。
- (2) 県と町は通行止めに係る協議を警察等と行うとともに、道路上の雪をロータリ除雪車でダンプトラックへ積込むものとする。
- (3) 地区負担額はダンプトラック等に係る経費とし、一世帯当たり5,000円を上限とする。上限額を超える不足額が生じた場合は、町が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めがない事項又は、疑義の生じた事項については、山形県知事、大江町長、地区の区長が協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

大江町長 渡邊 兵吾 様

申請者 住所

氏名 印

住民参加型除排雪作業申請書

住民参加型除排雪作業を実施したいので、住民参加型除排雪作業に関する要綱4条の規定により申請します。

記

・実施個所 別紙添付書類のとおり